**平成２７年（フ）第２３号**
新潟県岩船郡粟島浦村98番地２やすらぎ荘102号室
破産者　浅井　敏克
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２７年（フ）第８６号**
金沢市窪６丁目133番地３　メゾンシャンテ101号、従前の住所金沢市大桑町カ385番地
破産者　栗山　　亮
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２７年（フ）第３８号**
静岡県三島市山中新田114番地の３
破産者　前田あけみ
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２７年（フ）第５８号**
静岡県沼津市青野95番地の８
破産者　内野　精一
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２７年（フ）第５９号**
静岡県沼津市青野95番地の８
破産者　内野　淳子
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２７年（フ）第６１号**
静岡県三島市光ケ丘・１丁目・10番地の11
破産者　後藤　博之
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２６年（フ）第１１０１号**
京都府城陽市水主北ノ口14番地　府営団地水主１棟307号、破産手続開始決定時の住所京都府城陽市寺田尺後１番地の９
破産者　長谷川洋品店こと　長谷川信勝
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第１５９号**
奈良県生駒市真弓南１丁目５番15号
破産者　金原　　薫
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１３６号**
岡山県倉敷市玉島阿賀崎１丁目７番７号　サンライズ光Ｄ―103号
破産者　三宅　　昇
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２６年（フ）第２５２号**
岡山県倉敷市福田町福田2397番地４　グレース・フレッシュ202
破産者　竹原　由香（旧姓熊野）
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２７年（フ）第１７号**
広島市安佐南区東野３丁目６番25―106号
破産者　中村　竜二
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第３９号**
香川県丸亀市三条町1060番地１　サンスタレＮ202号
破産者　井上　清仁
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２７年（フ）第４８号**
長崎県長崎市音無町14番41号
破産者　浦　　麻央
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第１４０号**
熊本市西区上代８丁目８番14号　ディアス城山201
破産者　圓佛　　嘉
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第９０号**
大分県由布市庄内町庄内原784番地
破産者　佐藤　甲治
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第１８５号**
大分県臼杵市野津町大字白岩1561番地の２
破産者　川野　公文
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２６年（フ）第２７３０号**
大阪府東大阪市御厨南３―１―37　八戸ノ里第二ガーデンハイツ502号、住民票上の住所大阪府八尾市黒谷５丁目５番地
破産者　小室　　明
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３９９６号**
大阪市東成区深江南２丁目７番26号
破産者　入江塗装こと　入江　富行
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部